

# 中世東寺の寺内算用状における研究史

## —会計史的視座の構築を見据えて—

経営管理研究科 准教授

三光寺 由実子

### 【要約】

本稿では、中世寺院会計史研究の構築を念頭に、鎌倉・室町時代を中心に、教王護国寺（以下、東寺）の寺内算用状を扱う先駆的研究を鳥瞰図的に概観する。管見による限りにおいては、1970年代に日本史・日本経済史領域を主として荘園領主経済ならびに寺院経済の転換期の財務的裏づけとして、中世東寺の寺内算用状が補足的かつ巨視的分析に用いられ出し、東寺内組織や寺内金融へと関心が移る中で、寺内算用状そのものを研究対象とする微視的分析が増えていく。日本国内における中世東寺の寺内算用状を用いた研究は、日本史関連の領域を超え、会計史領域でも漸次扱われ、より学際的な広がりを見せつつある。一方、国際的な議論の場においては、中世東寺を含め、寺院の会計史料を用いた研究が僅少であり、今後いかにして国内を超えた会計史研究を展開していくのが課題として浮き彫りになった。

### 【キーワード】

中世 東寺 会計史 寺内算用状 光明講方

### 【目次】

- 1 はじめに
- 2 史料論概説
- 3 東寺寺内算用状の研究史
- 4 国際的会計史研究にむけたアプローチ —光明講方算用状研究から考える—
- 5 おわりに

## 1. はじめに

本稿では、中世寺院会計史研究を行うことを見据え、特に、鎌倉・室町時代を中心とした、東寺の寺内算用状を扱っている既存研究をレビューし、各々の研究における会計記録の位置づけを

## 中世東寺の寺内算用状における研究史

考えてみたい。すなわち当該会計記録は従来、どのような分野において研究対象とされ、その既存研究が会計記録を用いて、何に主眼を置き、いかなる方法で、何を解明しようとしたのかを検討したい。そして、中世寺院の会計記録の研究は、会計史の見地に立つ中で、新たな知見を加える可能性を孕んでいるのかを考察したい。なお、次に述べる史料論にもあるように、東寺をはじめとする、今日残された中世寺院の文書群はあまりに多く、当然のことながら会計関連の記録も多岐に渡り、「会計記録」といってもその種類は様々ではない。中世の寺院における「会計記録」として、収支記録簿は広く一般に想定されるであろうが、借用状や、時として割符や切符も含まれ、それを連想させる文書には個人差がある。本稿における「会計記録」については、ひとまず、寺院が経営活動を営むにあたり必要不可欠と考えられる会計帳簿、例えば収支記録簿や日記帳のような主要簿、および決算報告書に該当する書類を想定しておきたい。ただし、いわゆる主要簿ないし決算報告書と即座に判断できるものに加え、補助簿か否か入念な判断を要する会計記録についても、現時点で、それが寺院経営において必須であると見なせるものについては、ここに含めることにしたい。

## 2. 史料論概説

本論に先んじ、今も残る、中世寺院の史料、特に会計記録に関する、ごく簡単な史料論について触れておきたい。中世寺院は、時代の潮流の中、多くの文書群を世に残している。実際に、日本の中世以前の文書の過半は社寺関係の文書である。とりわけ畿内の大社寺の文書が大半を占め、しかもほとんどが、古代から中世にわたって社寺経済の基礎をなした社寺領荘園に関するものである<sup>1</sup>。

寺院の中でも最も史料が残っているとされるのが、東寺である<sup>2</sup>。その東寺に伝えられた今日も残る、東寺百合文書と総称される史料は、文書群約2万5千通に及び、その中でも充実しているのが14世紀から16世紀あたりの文書である<sup>3</sup>。この東寺百合文書の中には、多くの「算（散）用状」が存在する<sup>4</sup>。算用状とは、検注帳によって年貢基準が決定された後にその荘園ごとに作成された年貢・公事の年間収支決算書をいう<sup>5</sup>。

そもそも、国衙の官物や荘園年貢などの数量を郡郷司や荘官などの納入者が計算することを「結解」、これを提出した報告書を「結解状」という。結解状には、国司・荘園領主などが勘定（算勘）をして判を据えた。やがて「結解」という言葉は、単に計算を意味する「算用」という語句に取っ

---

1 佐藤 [1997] 38 頁。

2 佐藤 [1997] 38-39 頁。

3 東寺百合文書 WEB [hyakugo.kyoto.jp](http://hyakugo.kyoto.jp)（最終閲覧日：2024年10月29日）

4 阿諏訪 [2004] 182 頁。

「算用状」は「散用状」と表記することもある。本稿では史料用語以外は「算用状」に統一して表記する。

5 佐藤編 [1997] 50 頁；阿諏訪 [2004] 182 頁。

て代われ、「結解状」は「算用状」と呼ばれるようになる<sup>6</sup>。寺院に残る算用状の種類には、「荘園算用状」、「寺内算用状」がある。前者は、荘園現地で作成して荘園領主たる寺院に提出したものである（年貢算用状などと称されることもある）。後者は、「荘園算用状」をもとに法会や諸行事の実施に関する経費や収支計算のための寺内の実務担当者が作成した寺内算用状である<sup>7</sup>。

寺院に残る会計記録を用いた先駆的研究は、荘園算用状を用いた研究に端を発するようと思われる。寺院に残る会計記録を用いた先駆的研究は、竹内 [1935] を筆頭に、荘園領主経済における収支の整理として登場する<sup>8</sup>。しかしながら、それらは、戦前の細川 [1930] でもみられるような、中世封建社会を自給自足経済とする観念が、会計記録を研究材料にしつつも、脈々と受け継がれていったものであった。

さらに、従来、算用状は領主制度論を中心とした議論の中で領主と百姓間での年貢納入をめぐる相克、すなわち農民闘争史研究において副次的な史料として用いられることはあったことや<sup>9</sup>、荘園算用状に着目した研究の傾向としては、荘園現地の守護などとの関係を考察することを主たる目的とし、その記載内容を検討するか、荘園算用状が荘園現地の情報を抽出するための研究材料としての位置づけに傾斜せざるを得なかったことが、近年指摘されている<sup>10</sup>。

他方で、「寺内算用状」は数の多さから等閑視されてきた<sup>11</sup>。しかしながら、今日、寺内算用状研究も少しずつではあるももの、確実に蓄積されつつある。本稿では、この日本中世寺院の中でもひととき残存史料の多い東寺の「寺内算用状」を用いた研究に焦点をあて、その研究の動向を取り上げ、今後の会計史研究の可能性について考えてみたい。

### 3. 東寺寺内算用状の研究史

#### (1) 荘園領主経済史の中の会計記録

佐々木 [1972] の視点

管見による限りにおいては、研究対象として東寺の寺内算用状を用いた初期の研究の一つに佐々木 [1972] がある。そしてそれは、中世後期の荘園領主経済における転換期を、会計記録から読み取るため、具体的には鎌倉時代以降の荘園領主経済が、崩壊に至るまでの諸段階における領主経済の循環構造、財政収支、経営の動的分析を試みている。とりわけ、佐々木 [1972] は領主経済に対応した中世の商品流通の関連を具体化する目的で、各段階の荘園領主経済の収支

6 佐藤 [1993] 229 頁（「結解」の項）；阿諏訪 [2004] 182 頁。

7 阿諏訪 [2004] 182 頁。

8 竹内 [1935] は、原題「平安朝に於ける醍醐寺の経済的研究」歴史地理、第 67 卷 2・3・5 号を指し、後に、竹内 [1999] に「三 寺院に於ける荘園経済の成立—醍醐寺の研究—」として収録される。本稿の参考文献では、竹内 [1999] として記載する。

9 阿諏訪 [2004] 182-183 頁。

10 青木 [2018] 20-21 頁。

11 阿諏訪 [2004] 182-183 頁。

## 中世東寺の寺内算用状における研究史

内容を把握する媒体として、算用状に光を当てたといえる<sup>12</sup>。

佐々木〔1972〕は、寺院経済が漸次窮迫する事例の一つとして、東寺五方を提示している。東寺五方は、寺内の渉外担当を担った、寺内各部門から選出された人員により構成された寄合組織である。そして東寺には、各部門の独立採算に近い寺内経済の運営に関する収支計算書があり、算用状の形で数多く残存しているとし、寺内算用状としての五方算用状の存在を明らかにしている。そして同氏は、五方算用状から、五方独自の荘園・所領がなかったこと、最大の収入をなしていたのが「十分一」という、特定の荘園・所領・敷地から貢納された寺納年貢の十分の一で供給されていたこと、五方財政が一時期を除き借入に大きく依存していたことなどを示している。着目すべきは、五方の借入先は1450年代初頭までは外部の土倉・高利貸からによるものであり、1460年代以後は、東寺内の造営方などの相互融資に切り替えられている点である。佐々木〔1972〕は、東寺五方の経済について、土地からの収入の減少にともなう領主経済の直線的な崩壊を阻止し、領主層に再生・反動の時間と機会を与えたと評価している<sup>13</sup>。

佐々木は〔1972〕は荘園（領主）経済史、荘園制解体史、そして商品・貨幣経済の領主経済への介入に触れている点から、商業史・貨幣史にも位置する研究といえる。佐々木〔1972〕にとっての会計記録とは、荘園領主経済の実態を、具体的に、そして動的に分析するために必要な数値データの情報源であり、何よりもまず、一つの組織における連続した財務数値を入手できることが重要であったように思われる。さらに、それらの数値を複数の組織から得ることで、比較的長期の荘園領主経済の動向を把握することを意図している。また、東寺五方の例にみるごとく、荘園解体期に、寺内金融が果たした役割について、僅かながら触れている点についても着目すべきであろう。

## 岡田〔1982〕の視点

佐々木〔1972〕の研究は、荘園領主経済の研究の中でも、東寺の寺内算用状を主たる研究対象としたものとしては、岡田〔1982〕が受け継いでいる。岡田〔1982〕において明らかにしていることは、主として東寺五方の財政運営と組織である。

岡田〔1982〕が佐々木〔1972〕を継承した研究として、新たに加わった視点は、会計記録を財務データのソースとして用いるのみならず、算合（収支決算の監査）や算用状作成者を基に、時系列に、五方財政運営や組織の変遷を辿る手がかりとして扱っていることであろう。

具体的には、五方算用状にみる算合から、五方が廿一口方の分化した組織であることを明示している。また、永正年間の五方算用状の記載方法の変化に着目し、「水田方」という収入項目には換算や和市など、複雑な様式が追加されていること、また、これは浮足方など、組織と直結している洛中散在所領を基盤とした東寺内の別の寺僧組織において、応仁・文明の乱以前より用いられていた手法と同様であることを明らかにしている。すなわち、五方において新しく加わった

<sup>12</sup> 佐々木〔1972〕219-249頁。

<sup>13</sup> 佐々木〔1972〕237-244, 248頁。

所領が、五方に直結していたことを、五方算用状の作成者の変化<sup>14</sup>に加え、五方算用状の記載の変化と関連付けて読み解いている。さらに、五方における寺内金融については、佐々木 [1972] の考える寺外金融から寺内金融への直線的な移行に、異論を唱え、寺院内部における得分の再配分であることを説明している<sup>15</sup>。つまり佐々木 [1972] は、寺内金融たるものは、銭の動きが寺内内部に限定され、利子がかかっても低率であることが多く、寺内金融とは寺内内部における得分の再配分という色彩が強いと主張する<sup>16</sup>。

しかし、結局のところ、寺内金融については未解明な部分が多く、僅かな事例の説明以外は言及を留めて、詳細は継承する研究に託している<sup>17</sup>。一方で、五方算用状の記載が途中から東寺内部の他の組織の算用状の記録を踏襲し出した可能性が高いことなど、算用状の綿密な分析による記録の変化を見出している点は着目に値する。

#### 田中 [1994] の視点

五方算用状を研究の材料とし、佐々木 [1972] そして岡田 [1982] の影響を受けつつも、寺内の会計記録に新たな分析視覚を取り入れたのが田中 [1994] である。田中 [1994] は、中世後期に史料上頻出するようになる「礼銭」や「礼物」について授受する折衝のシステムや贈る側の現実的な要請などの場面を想定しつつ、貢納や商品流通以外での動きを荘園領主と幕府との関係の中で明らかにしようとしたものである。田中 [1994] は、いくつかの事例を掲げて、礼銭がいかなる場面で授受されるものなのかを考察し<sup>18</sup>、それを踏まえた上で、東寺から東寺奉行に

14 応永・文明の乱以前から同乱後の文明 16 (1484) 年までは、納所が二人で担当していたのに対し、以降は、公文所 (惣公文) が単独で作成している (岡田 [1982] 104-105 頁)。

15 岡田 [1982] は、五方の収支のうち、借入金として扱われるものと、そうでないものがあることを指摘している。前者については、佐々木 [1972] でも言及されるように、寛正以前は、主として土肥などの特定の土倉・高利貸より、五方は借り入れている (佐々木 [1972] 241 頁)。

寛正 3 年 (1462) 以降、五方において土倉からの借入がなく、特に造営方からの借入が増加している。そして、この「無利子借入」は、利子どころか本銭も返済しないのが一般的であることを指摘している。また、後者については、算用状において、借入先を明記しない借入金のうち、供僧が仲介して祠堂銭のような、寺外の高利貸から借用する事例を挙げ、永正年間以後、寺外の高利貸からの借入が復活しており、佐々木 [1972] のように「寺外の高利貸→寺内金融」と単純化することへの警告を鳴らす (岡田 [1982] 97-102 頁)。

16 岡田 [1982] 102 頁。

17 岡田 [1982] 96-112 頁。

18 礼銭の用例と広がりについて、田中 [1994] は、「幕府 (室町殿) への権力・権限の集中化により (ア) 荘園貢納の確保や段銭免除の実現や裁判など、寺院などの荘園領主側の経済基盤に関わる現実的な要請の実現のための将軍や幕府要人への折衝費としての礼銭が増加してゆく傾向にあること、また同時に (イ) 幕府の統治や保護を受けるにあたって、御成や惣安堵といった儀礼的な側面における、新たな礼銭負担を背負うようになったこと、そして (ウ) 任料などが、官銭などを含めて、補任権者側の経済に組み込まれていき、その授受がシステマティックになされるようになること (田中 [1994] 126 頁)」を指摘している。

## 中世東寺の寺内算用状における研究史

贈られた礼銭や礼物が、東寺において渉外担当の役割を担う、五方の収支帳簿に記載されていた可能性が高いことを理由に、五方算用状を分析している。

田中〔1994〕は、「五方の収支帳簿を分析することによって、東寺奉行やその他幕府の要人に贈られた礼銭などの性格をも検討することができると考えられる<sup>19)</sup>」というように、五方算用状を、幕府関係への礼銭・礼物の支出の情報源として捉え、各年の支出項目、とりわけその中の礼銭支出に着目している。田中氏は、五方が、現実的な要請に係る折衝を行い、そこに伴う臨時的な礼銭を随時負担していたこと、また、五方の機能として、増加傾向にあった幕府に向けた儀礼的な礼銭を負担していたこと、さらに、年始の東寺奉行への礼銭が、継続的に五方から支出されており、当該礼銭の性格は、定期的な給与に近いものとして授受されていることにも言及している<sup>20)</sup>。

田中〔1994〕は、佐々木〔1972〕や岡田〔1982〕と同様、荘園領主経済史の一といえるものの、その関心は上の二つとは異なり、幕府との関係、そしてその関係にある種象徴する礼物・礼銭にあり、五方や五方算用状の中で、礼物・礼銭に直接的にかかわる項目に焦点を当て、算用状分析を行う手法を選択している。

## (2) 寺院経済と組織研究の深化と会計記録

以上のような、荘園領主経済史およびそれに近接する領域において、会計記録を用いた研究がなされる中で、その関心が、巨視的に財務数値をデータとして用いることから、寺内の機能や組織研究へと、より微視的な分析へ移っていた。

## 富田〔1986〕の視点

東寺の寺内算用状に関する先駆的研究において、唯一、仏事方算用状を対象としたのが富田〔1986〕である。仏事方とは、一年間の収支決算を他の法会と区別し、一つのまとまりとして清算された「仏事」についての、会計上のまとまりを指す。仏事方はあくまでも算用段階での会計上の単位にすぎない。それゆえ、法会奉行の得点を負担することはあっても、その指揮は受けず、また仏事方に独自の奉行が置かれなかった<sup>21)</sup>。

東寺の仏事方は、仏事ごとに定められた所領からの上分をもって、それぞれ独立採算を原則として行われた<sup>22)</sup>。これらの仏事の収支と、残金の支配（分配）を一・二度ごとあるいは数ヶ度ご

19 田中〔1994〕118頁。

20 田中〔1994〕117-126頁。

21 法会奉行は、仏事を含めた法会を執行・推進する組織である「法会方」の奉行を勤めるとともに、その所管の文書を手文箱に保管・保存し、任期の終わりに次の奉行に引き渡す役割を有した（富田〔1986〕27-28頁）。

22 所領や經理の事情によっては取り止められる仏事もあり、一年間に実際に行われる仏事は約70ヶ度であった（富田〔1986〕23, 25頁）。

とにまとめて報告した文書が、「○箇度仏事支配状<sup>23</sup>」である<sup>24</sup>。

一通の「支配状」に掲載されるいくつかの仏事は、時系列なものではなく、所領が近いことや、同一の年貢納入者や収納者、あるいは収納時期などの関係で一括されていた。しかもその組み合わせは毎年変わり、規則的なものではなかった。これらの仏事の一年間の収支の決算を行うにあたり、仏事ごとの収支と支配を時系列に整理し直す必要があった。そこで、支配状を仏事ごとに切断し、切断した断片を時系列に配置し、貼り継いでいく。このような支配状の断片を貼り継いだものは、一年分の収支の算用と勘定（監査）のために、朱書きの合点や数字修正を加えて仏事方算用状となる<sup>25</sup>。以上のようにして完成された仏事方算用状は元の支配状の姿を復元することを難しいものになっている<sup>26</sup>。

寺内算用状の存在に着目し、当該算用状の分析が、組織内部の活動を知るための一助となる点をいち早く見出したのが富田 [1986] である。富田 [1986] が、上記のごとく算用状の概説に加え、その具体的分析を踏まえ、仏事方の組織編制、さらに東寺における教行的寺院活動の全体像の中での仏事の位置づけを示した一方で、実際には今日に至るまでに、仏事方算用状に関するこれ以上の研究成果が公表されていない。仏事方算用状については、会計史的考察を行う余地が大いに残されている。

### (3) 莊園領主経済史からの脱却のための会計記録

#### 阿諏訪 [2004] の視点

中世寺院の会計記録を対象とした研究の中でも、既述の東寺における五方算用状の分析は、最も継承・発展されてきたものの一つといえよう。この五方算用状の収入を構成する約 40 から 50 パーセントを占める十分一については、「十分一方算用状」なる史料がある<sup>27</sup>。五方の最大の収入が「十分一」であることは、佐々木 [1972] も述べるところであるが、岡田 [1982] に至ってもその具体的内容は明らかにされていなかった。阿諏訪 [2004]<sup>28</sup> では「十分一方算用状」の分析を通して、五方および寺家財政の再検討を試みている。具体的には、阿諏訪 [2004] は、十分一方算用状の構成（永享二年分から享徳三年分までの金額・収支に関する内容・日付を示した一筆が月日ごとにならび、除分を差し引き残金を記載、算勘した日付と供僧の花押を据える）

<sup>23</sup> 以下富田 [1986] に準じ、「支配状」と称す。

<sup>24</sup> 当該支配状は、一年分としては合計約 20 通作成されたと考えられる（富田 [1986] 23-24 頁）。

<sup>25</sup> なお、仏事用途の支配は、廿一口方の公文（惣公文）が行い、算用については廿一口方年預と廿一口方供僧の上臈が行っていた（富田 [1986] 28 頁）。

<sup>26</sup> 富田 [1986] は文明 15 年分を初見とし、天正 6 年分を下限とする約 100 年間に、40 年分すなわち約 40 巻の算用状が確認できるという（富田 [1986] 23, 25 頁）。

<sup>27</sup> 阿諏訪 [2004] 184 頁。

<sup>28</sup> ここで取り上げる阿諏訪 [2004] とは、主に、同著第六章「東寺十分一方算用状の分析」（初出 阿諏訪 [2003]）を指す。

## 中世東寺の寺内算用状における研究史

および成立契機（永享2年の将軍義教の東寺御成時<sup>29</sup>の借錢の返済）、実際の作成者（借錢返済のための借物奉行）について述べ、さらには五方算用状とのかかわり（十分一方は、御成借錢の返済という役割を終えた後、五方に吸収される）などを考察し、その上で、寺内金融にまで踏み込んで議論している<sup>30</sup>。

ところで、阿諏訪〔2004〕は、従来の、荘園収入に焦点を当てた寺院経済史がもつ一義的な視点への懐疑の念に研究の発端があり、庶民信仰から生まれた資本である信仰財による信仰経済も、中世寺院社会の内部または周辺に、経済的様相として存在したことを提起している。また、阿諏訪〔2004〕は、「領主（寺院）経済」と、「寺家公人」の捉え方について、既存研究の問題を指摘している。前者については、いまだそれが個別領主による経済の自己完結性の志向にあることを指摘している。他方、寺家公人については、寺院の主体を学問僧侶と捉えつづけたことにより、寺家公人に対する視点が看過されてきたことを言及する<sup>31</sup>。

以上、阿諏訪〔2004〕は、十分一方算用状の分析を通じ、東寺の寺家財政とは、従来、五方算用状に端的に表れたといわれる対外交渉機能のみならず、寺内の収納下行・算用・借用などの活動にこそ本源があると考えている<sup>32</sup>。また、十分一方算用状の構造や、推定される帳簿組織、監査の痕跡について触れている点は、会計的分析に繋がるものといえる。さらに、阿諏訪〔2004〕では、十分一方算用状の分析にあたり、算用状の作成契機や、十分一方算用状が五方算用状に組み入れられていく中での記載と機能の変遷という、会計記録の意義に関わる言及も見受けられる。ここで行われた算用状分析が、個別領主による経済の自己完結性を前提とした従来の寺院経済史ならびに荘園領主経済史に与えるインパクトは大きい。

## 金子〔2004〕の視点

東寺の寺内組織において、最も頻繁に寺内金融、具体的には他組織への貸与を行ったとされるのが、東寺寺内の堂舎造営を担当する組織である造営方である。金子〔2004〕では、佐々木〔1972〕や岡田〔1982〕を深化させつつ、享徳年間から長祿年間を経て寛正年間にいたる15世紀中ごろの東寺造営方のあり方を検討している。すなわち、佐々木〔1972〕が想定した、東寺の寺院経済史における、寺外高利貸を避け寺内融資へという流れ自体には異論がないものの、寺内融資の主体である造営方に焦点を当てて考察することで、この時期の東寺経済の変化の理由をより明

29 将軍の御成とは、将軍が他所を訪れ、饗応を受ける行為を指す（阿諏訪〔2004〕199頁）。

30 阿諏訪〔2004〕は、借物奉行における運用という一種の寺内金融のかたちや、全体から一定の割合を決めて徴収するという東寺十分一方の慣習が、分一徳政令での金銭徴収法に与えた影響についても推測している。すなわち、阿諏訪〔2004〕において、寺内算用状を通じて、時として従来明らかにされてこなかった、当時の金融システムや施行された法制度の一側面が垣間見られることを示唆している（阿諏訪〔2004〕182-211頁）。詳細は阿諏訪〔2004〕参照。

31 阿諏訪〔2004〕24-33頁。

32 阿諏訪〔2004〕208頁。

確にしようとしている<sup>33</sup>。

造営方を中核とした東寺寺院経済の構造改革は、享徳 3（1454）年から同 4（1455）年に相次いで発生した、徳政禁制と段銭という二つの要因の結果として行われたものであった。すなわち、寺外の土倉・高利貸から貸し付けを受けていた東寺五方は、室町幕府より発布された徳政禁制をきっかけに基本的に造営方からの融資に切り換えた。他方、享徳 2（1453）年に賦課された造営段銭が享徳 4 年に収納され始め、造営方の管理下に莫大な資金が集積された。造営方は、これを基金に寺内各組織に対し本格的な融資を始めた。また、造営方の資金を借用する際に作成された借用状において、利率が無利子に設定された。金子〔2004〕は、この点について造営方よりの借用状は、本質的に利子の記載のない物銭の移動を示す文書である「預状」の可能性があると指摘する<sup>34</sup>。

上のような検討結果を導き出すにあたり、金子〔2004〕は造営方における寺内算用状と、その前段階に書かれた関連文書<sup>35</sup>を分析することで、造営段銭による収入の変化がいかに関連方にとってその後の財政運営に大きな変化をもたらすものであったのかを、実証している。

ところで、金子〔2004〕がその分析を始める前に触れている、京都府立総合資料館編〔1986〕では、造営方算用状の作成方法により時期を三分している<sup>36</sup>。金子〔2004〕は、その区分を踏まえ「算用状の形式は、組織のあり方を反映しているものと思われる<sup>37</sup>」というが、このような区分は会計記録の一つの読み方として、会計史的考察においても時として必要になるであろう。

#### 田中〔2023〕の視点

上述の先行研究は、荘園領主経済や寺院個別経営史、そして寺家公人経済史というように、一応の領域の区分はあるものの、総じて日本中世史研究に属している。すなわち、日本中世史研究のうち、中世東寺の寺内算用状を研究対象としているものを選び取ってきたわけであるが、それ

33 金子〔2004〕77-79 頁。

34 金子〔2004〕79-92 頁。

35 例えば、「造営方段銭料足仕足注文」（「百合」ヤ函 95 号）、「康正二年造営方用途注進状」（教五-1562 号）、「康正二年女御田年貢在庫有足注進状」（教五-1563 号）など。なお、「百合」とは東寺百合文書、「教」とは、教王護国寺文書を指す。また、今日、東寺百合文書の史料をデジタル化した東寺百合文書 WEB では、上記「造営方段銭料足仕足注文」（「百合」ヤ函 95 号）は、「越前国段銭料足出納注文」（「百合」ヤ函 95 号 1）、「造営方料足借用注文」（「百合」ヤ函 95 号 2）、「造営方料足借用注文」（「百合」ヤ函 95 号 3）のそれぞれを分けて表記し、総称は示さないなど、金子〔2004〕における史料名と若干異なるものもある。

36 第 1 期は康暦 3（1381）年から応永 10（1403）年までで、この時期の算用状は、公文が算用し廿一口方奉行が勘合ないし裏花押を据える。第 2 期は応永 18 年から同 31 年までで、納所が算用し、勘合・裏花押は見られない。第 3 期は永享 6（1434）年以降で、代官が算用し造営方奉行単独、あるいは奉行以下造営方の上首 6、7 人が勘合を行い、奉行が裏花押を据えている（京都府立総合資料館編〔1986〕53 頁；金子〔2004〕83 頁）。

37 金子〔2004〕83 頁。

## 中世東寺の寺内算用状における研究史

らは決して会計史研究を意図して行ったわけではない。これに対し以下で紹介する、田中孝治氏の研究は、寺院に残る会計記録を、会計史的観点をもって考察した先駆的研究といえる。それらの研究成果は、田中〔2014〕ならびに田中〔2023〕として上梓されており、我が国の近世における簿記（帳合法として以下詳述）について、それ以前の寺院の会計帳簿での記録計算構造と類似性があること、さらには帳簿の機能に関する発展過程を見出し、それを追究している点で一貫したものになっている。田中〔2014〕および田中〔2023〕が研究対象とした会計史料は日本古代から近世、さらには東アジアとかなり広域にわたるが、特に、田中〔2023〕第4章では、既存研究を継承しつつ、東寺内部における五方算用状、十分一方算用状、光明講方算用状といった東寺の寺内算用状に焦点を当てている。

田中〔2023〕は、田中〔2014〕において研究の主題となった、江戸時代の商人たちの帳合法を頂点とし、古代日本にまで遡り中世までの会計史料から帳合法が発達する前提を辿ることに加え、前近代の東アジア諸国の帳簿組織と、日本の帳合法の帳簿組織を比較する中で、帳合法の起源と軌跡を考究している。帳合法とは、江戸時代の商人たちの中で行われた先駆的な簿記法であり、多くの帳簿をもって、財産計算と損益計算の結果が一致する構造の決算報告書を作成することにその特徴がある<sup>38</sup>。

田中氏の研究は、一貫して、近世以前の会計帳簿より、わが国の簿記ならびに会計制度の発展過程を考察しようとするものである。例えば、中世東寺の寺内算用状である光明講方算用状の計算構造が、(前期繰越+その他の収入) - 当期支出 = 次期繰越となり、これが田中〔2014〕で研究対象であった京都臨濟宗大徳寺の真珠庵に残る、真珠庵祠堂方納下帳と類似しており、これらの様式が、遡れば古代中国で用いられた「四柱計算法」に端を発する可能性を示唆している<sup>39</sup>。

古代から近世という時の経過の中で、帳合法や会計記録の発展段階を研究対象から、帰納的に導き出すことは、日本の簿記技術発展史の中で、田中〔2014〕および田中〔2023〕において、初めて行われた試みである。同氏の研究は、簿記の発展過程を辿るというアプローチにより、近世以前の日本会計史の可能性を本格的に切り拓いた画期的な試みであるといえよう。

## 青木〔2021〕の視点

近年の歴史学において、東寺に関する年貢算用状に加え<sup>40</sup>、寺内算用状を研究対象とした多くの研究成果を残し、看過できないのが青木氏によるもの算用状研究である。同氏の研究の特徴は、従来、歴史学領域において数量的裏づけの一として扱われることが多々あった算用状について、その研究の意義を問い直した点にある。以下、寺内算用状たる五方算用状を研究対象とした、青木〔2021〕について触れておきたい。

青木〔2021〕においては、東寺五方を「一四世紀後半に寺内に成立し、一六世紀中頃までそ

---

38 田中〔2023〕まえがき1頁。

39 田中〔2023〕150-151頁。

40 例えば、青木〔2018〕。

の存在が確認できる東寺の財政単位の一つ<sup>41</sup>」とし、その財政単位とは「人的構成員を必要条件とせず、何かしらの目的のために使用された予算概念を示すもの<sup>42</sup>」と定義している。東寺五方の場合、廿一口方がその収支管理を行い、公人（納所）が資金の出納を行っている<sup>43</sup>。

青木 [2021] は五方の機能（寺内で財源が不足した案件に対する補てんのための財政単位）、五方と倉未進<sup>44</sup> の関係（倉未進を一定額残すことで、五方の運営や公人の私的な資金運用に活用）を導出している。さらに、同氏は、五方算用状研究を通じ、単なる経済状況の指標を示すのではなく、当時の寺院社会の金融的機能についても言及を広げている<sup>45</sup>。

青木 [2021] において、看過しえない知見の一つに、「倉未進」の性質がある。青木 [2021] では、決算時点で五方に残された金銭と捉え、五方における「倉未進」は、翌年度の収入に繰り越され、いわば繰越金として機能していることが提示されている。さらには、倉未進が一定程度存在することより、五方の運営や、公人の私的な資金運用に資する機能について指摘している<sup>46</sup>。

青木 [2021] における考察を、会計学的観点から鑑みると、「倉未進」のように会計上、一見、負債を想起させる項目について、本来的に何であったのか、その事例を辿りながら、その言葉が指しえたものを再確認する作業が必要になることに気づかされる。会計学による視点をもちつつも、今日の知識に依存せず、紡ぎ出せる限りの史実より、当該事項の本質的な意味に立ち返る必要性がここにあるのである。その点を指摘し、ある種今日の会計史分析への警告を告げる、同氏の研究アプローチの意義ははかり知れない。

#### 4. 国際的会計史研究にむけたアプローチ —光明講方算用状研究から考える—

以上、国内における中世東寺の寺内算用状の研究の動向を概観した。ここでは、とりわけ国際的な会計史研究としての今後の算用状研究の展望を考えるために、東寺の寺内算用状の中でも光明講方算用状に焦点をあて、国内における既存研究、および国際的研究に位置づけられる拙稿も含め言及したい。

41 青木 [2021] 107 頁。

42 青木 [2021] 107 頁。

43 青木 [2021] 107 頁。

東寺五方の寺内における位置づけとしては、渉外費用を支出するための人的組織とする見方（佐々木 [1972]、岡田 [1982]、田中 [1994] など）と、予算を意味する財政上の概念と考える見方がある（金子 [2014]、青木 [2021] など。ただし、青木 [2021] はより広義）。

このような論者による位置づけの相違は、五方にかぎらず、廿一口方によって収支管理が行われている寺内算用状（例えば、光明講方算用状、造営方算用状）においても、今一度、その「方」の意味を再考する必要性を提示している。

44 青木 [2021] は、五方における倉未進とは、決算時点での五方の残高と捉えている（青木 [2021] 125 頁）。

45 青木 [2021] 107-132 頁。

46 青木 [2021] 115-132 頁。

## 中世東寺の寺内算用状における研究史

## (1) 光明講方算用状における先駆的研究

管見によると、東寺内の光明真言講方（以下、光明講方）の金銭の融通、すなわち、宗教上の講が、定期的に行われる本来の祈願儀会を営むために、講の一般的な資源であった寄進料や田畠などの年貢収入だけではなく、金融機能を有するようになったことに、初めて言及したのが小葉田 [1932] である。ただし、光明講方が貸付を実施したことを裏付ける光明講引付については提示しているものの、光明講方算用状には言及されていない<sup>47</sup>。光明講関係の史料について、経営に関するものを主としていることを見出したのが内藤 [1943] である。内藤 [1943] では、光明講関連文書から規模、儀礼の様子、収支額、貸付などを知ることができるとその概要を示し、光明講方算用状についても触れている。ここでは、算用状の記帳形式や収支の内訳に加え、その奥に書き添えることの多い、借書（借物ともいう）目録や、光明講引付の存在も明らかにしている。

次いで、小葉田 [1932]、内藤 [1943] は改稿され、各々、小葉田 [1978]、内藤 [1978] の中に収録される<sup>48</sup>。これらでは、光明講方算用状と借書目録に関する言及が確認されるが、いずれも東寺百合文書の翻刻のみに依拠している。つまり、光明講方算用状の先駆的な研究においては、光明講方の金銭の融通に光を当てつつも、限られた翻刻史料を頼りに分析を試みている。

これに対し、寺院史研究の進展の動向を踏まえ、中世寺院を抽象的な「荘園領主」と一義的に捉えることに警告を鳴らし、京都の住民に広がりつつあった弘法大師信仰に着目したのが馬田 [1982] と橋本 [1989] である<sup>49</sup>。橋本 [1989] は、東寺百合文書エ函 174 号に一括登録されている、光明真言講法度条々置文などを光明講の新出文書として翻刻・紹介している。さらに橋本 [1989] は、上記新出文書を含めつつ、根拠となる古文書と共に光明講方の運営の流れを、提示する<sup>50</sup>。それゆえ、橋本 [1989] では算用状については多くを触れないものの、新出史料を紹介しつつ、史料に依拠して光明講方の運営面にも言及している点で光明講方研究に大きく寄与している。

馬田 [1982]、そしてそれを改稿した馬田 [2006] は、光明講方算用状を含めた現存史料を分析し、光明講方における資金の運用方法や、構成員、収支の動向、さらには算用状と関連文書の間を関係を検討している。同氏の研究における着目すべき成果は、光明講方の講衆の数、光明講方算用状上の金額、文書間の変化から、光明講方の運営方法の変化を読み解いた点である。一例を挙げると、馬田 [2006] は、講衆の人数は、応仁の乱直後に一時的な減少が見られるもののすぐに戻り、以降大きな変化が見られない一方、収支の規模は 16 世紀に入った頃から、極端に小さくなっているという。そして、光明講方算用状を分析する中で、応仁の乱後、毎

47 以下、詳細は小葉田 [1932] および三光寺 [2014] を参照。

48 小葉田 [1978] は、小葉田 [1932] を改稿すると共に、一部新しく書き加え 477-506 頁に収録している。内藤 [1978] は、内藤 [1943] を内藤 [1972] として改稿し、当該改稿を底本として、第 3 章に収録している。

49 橋本 [1990] は、橋本 [1989] を第 5 章第 1 節に収録している。

50 橋本 [1989] 40-58 頁。

年 200 文の出銭<sup>51</sup>を行う人数が激減し、それに代わり、講会のたびに 15 文を支払う毎度 15 文の出銭へと形態が変わったこと、同時に算用状への記載方法も簡略化される傾向にあることを指摘する<sup>52</sup>。

以上のような既存研究を基盤に、簿記・会計史的観点に立ち光明講方算用状を再検討したものが、拙稿三光寺 [2014] および Sankoji[2020] である。ここではまず、国内研究に属する三光寺 [2014] について概説したい。三光寺 [2014] では、東寺百合文書の中にある、15 世紀末の光明講方算用状を中心としつつ、当該算用状の関連文書をも用いた実証的検討を通じ、会計史的観点に立ち当該算用状および関連文書の機能を考究したものである。

三光寺 [2014] においては、3 点の発見があった。第一に、光明講方算用状の作成に至るまでに、簿記一巡の手続きの中で用いられる各関連文書は、光明講方年貢算用状を除き、収入・支出の内容に応じて現金出納帳を分割したものと考えた。第二に、不良債権の処理直後である長禄 2 年 (1458) から寛正 3 年 (1462) までの光明講方算用状において、収支差額に、債権未回収額を含めて繰越が行われていた。したがって、当該算用状は、一時期とはいえ、単純な現金主義を脱したものを含むことを指摘した。第三に、光明講方の出銭の未進に関する算用状への記載時期と、収入の原始記録である光明講方料足注文の登場時期がほぼ合致していたことから、光明講方料足注文は、出銭の未進を把握する役割も担ったことを導出した。

要するに三光寺 [2014] では、光明講方算用状を簿記・会計史的観点に立って分析することで、光明講方が抱いた債権の回収可能性への危惧が、帳簿組織や帳簿上での債権の認識に変化を与えるという事例を見出している<sup>53</sup>。

## (2) 国際的研究を念頭に置いた光明講方算用状研究

同じ光明講方算用状研究を行いつつ、社会的アプローチをも取り入れたのが Sankoji[2020] である。Sankoji[2020] の掲載元である *Accounting History* は、今日の会計史研究を代表する国際的な専門学術誌の一つである。とりわけ同誌は、会計の本質・役割・利用および影響について、批判的・解釈的な歴史研究を促進すると同時に、あらゆる形態の組織を分析対象とし、会計の歴史的發展に関する論稿を公表している<sup>54</sup>。

*Accounting History* (Vol. 11, No. 2, 2006 年 5 月発刊) では、特集号のテーマを「Accounting and Religion」とするなど、宗教組織の会計史研究は国際的に着目されつつある。他方、国際的な会計研究の専門学術誌における議論の中心は、欧米諸国の修道院などキリスト教圏の事例に傾

51 東寺関係者以外の人々において、毎年 200 文のこの出銭と称されるものを払うことが講衆の資格要件とされていた (馬田 [2006] 240 頁)。

52 馬田 [2006] 238-256 頁。

53 三光寺 [2014] 27-57 頁。

54 Sage Web サイト Accounting History Description

<https://uk.sagepub.com/en-gb/eur/journal/accounting-history> (最終閲覧日: 2024 年 9 月 26 日); 中野・橋本・清水・澤登・三光寺 [2018] 37-38 頁。

## 中世東寺の寺内算用状における研究史

斜している<sup>55</sup>。Sankoji[2020]は、国や宗教の種別でいえば少数派に属する東寺百合文書の光明講方算用状を用いて、ギデンズの構造化理論<sup>56</sup>を分析視覚とし、会計が果たした機能を解釈しようと試みた研究である。

Sankoji[2020]では以下のことを提示した。すなわち、光明講方算用状、およびそこに継続的に記載されている債務記録から、光明講方は余剰資金を寺内貸付に充当するための会計システムを構築していた。そして、光明講方は不良債権問題を抱える中で、光明講方算用状の記載方法を変更することで、寺内貸付を継続しようと試みた。この会計上の行動は、東寺内組織の上層部からの特別な要請によるものではなく、光明講方による自発的な活動であった。以上より、東寺内における債権者たる光明講方と寺内債務者（他の寺内組織）という組織間の関係が危機に直面した際には、光明講方算用状を以て金銭に関する情報の管理を促進し、債権（者）—債務（者）関係を強化することができたと考えることが出来る。そして、Sankoji[2020]では、上記一連をギデンズの構造化理論における権力概念の分析と関連づけ、次のように解釈した。すなわち、ギデンズによると「権力」とは、一般的な意味合いで、人間の行為のもつ変換能力を示す。その意味での権力は、一連の出来事に対して、その出来事の経過を変更する目的で介入していく能力である<sup>57</sup>。つまるところ、光明講方算用状は、東寺において寺内貸付を可能とする媒体であり、当該算用状の記載の変化は、光明講方という行為者が、寺内貸付システムの崩壊を変更する目的で介入した変換行為たる「権力」であったのではないかと解釈している<sup>58</sup>。

## 5. おわりに

以上、本稿では、今後の中世寺院の会計史研究の可能性を検討するべく、鎌倉・室町時代を中心に、東寺の寺内算用状を取り扱っている既存研究を概観した。

日本国内における会計史研究に比較し、圧倒的に少ない国際的な会計史研究を今後展開していくことは容易ではない。本稿で紹介したように、Sankoji[2020]はギデンズの構造化理論から、算用状の機能と、会計記録の変化の意味を解釈しようと試みた。一方で、特に学際的会計史研究

<sup>55</sup> Cordery[2015] p. 433.

なお、Cordery[2015]はその調査対象を、*Accounting History*の掲載論文とするにとどまらず、*Accounting Historians Journal*、*Accounting, Auditing & Accountability Journal*などの会計研究の専門学術誌に掲載された宗教組織と歴史に関する論稿をも含んでいることに留意されたい。

<sup>56</sup> ギデンズの構造化理論は、イギリスの社会学者 Anthony Giddens が、自身の理論の全体像を体系的に提示したものである。ギデンズの構造化理論は、社会（学）理論の再構成を目指したものであり、機能主義、構造主義、ポスト構造主義、現象学、解釈学、シンボリック・インタラクショニズム、エスノメソドロジー、精神分析学、批判理論、マルクス主義などを批判的に咀嚼しつつ、自らの体系の中に包摂しようとした理論構築の試みである（菅野 [1991] 29 頁）。

<sup>57</sup> Giddens[1993] pp. 116-118（松尾・藤井・小幡訳 [2000] 194-196 頁）。

<sup>58</sup> ギデンズの構造化理論を用いた光明講方算用状の解釈を完全にここで説明することは難しい。詳細は、Sankoji[2020]を参照。

においては、近接する研究テーマであっても分析視覚によっては、後の研究にとって、既存の研究成果が大きな意味をなさない場合もあることに注意をしなければならない。例えば、死をめぐる会計と会計記録 (Accounting for and accounts of death) をテーマに既存研究の分類化を試みた Moerman and van der Laan[2022] は、Sankoji[2020] において死というものは、単なる事実の表明に過ぎない<sup>59</sup> と捉えている。

しかしながら、国内はもとより、国際的にも今後より果敢に議論に挑んでいくことでしか、潤沢かつ保管状況に優れた会計史料をもつ日本中世会計史研究の礎を築くことはできないのである。

#### 【参考文献】

- 青木貴史 [2018] 「中世後期東寺における算勘制度の展開」ヒストリア, 第 268 号, 28-53 頁。  
 ——— [2021] 「東寺五方の構造と寺院財政」ヒストリア, 第 289 号, 107-132 頁。
- 赤松俊秀編 [1960-1964] 『教王護国寺文書』第 1～5 巻, 平樂寺書店。
- 阿諏訪青美 [2003] 「東寺十分一方算用状の分析」東京大学史料編纂所研究紀要, 第 13 号, 8-22 頁。  
 ——— [2004] 『中世庶民信仰経済の研究』校倉書房。
- 馬田綾子 [1982] 「中世史部会共同研究報告 中世京都における寺院と民衆」日本史研究, 第 235 号, 28-48 頁。  
 ——— [2006] 「中世京都における寺院と民衆」久留島典子・榎原雅治編『展望日本歴史 11 室町の社会』東京堂出版, 238-256 頁。
- 岡田智行 [1982] 「東寺五方について」年報 中世史研究, 第 7 号, 96-112 頁。
- 金子拓 [2004] 「室町期東寺造営方の活動とその変質」史學雑誌, 第 113 巻第 9 号, 77-98 頁。
- 京都府立総合資料館歴史資料課編 [1986] 『第 3 回東寺百合文書展 東寺の造営』京都府立総合資料館。
- 小葉田淳 [1932] 「中世に於ける社寺の講に就て」歴史と地理, 第 27 巻第 2 号, 1-19 頁。  
 ——— [1978] 『日本経済史の研究』思文閣出版。
- 佐々木銀弥 [1972] 『中世商品流通史の研究』法政大学出版局。
- 佐藤和彦編 [1997] 『日本史小百科 <租税>』東京堂出版。
- 佐藤進一 [1993] 「結解」の項 (下中弘編『日本史大事典 第二巻』平凡社) 1229 頁。  
 ——— [1997] 『[新版] 古文書学入門』法政大学出版局。
- 三光寺由実子 [2014] 「15 世紀末東寺百合文書における光明講方算用状の分析」財務会計研究, 第 8 号, 27-57 頁。
- 菅野博史 [1991] 「アンソニー・ギデンズの権力論: 構造化理論における資源の概念をめぐる」

---

<sup>59</sup> Moerman and van der Laan[2022] p. 11.

中世東寺の寺内算用状における研究史

- 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学 心理学 教育学，第31号，29-36頁。
- 竹内理三 [1999] 『竹内理三著作集 第三卷 寺領荘園の研究』角川書店。
- 田中孝治 [2014] 『江戸時代帳合法成立史の研究—和式会計のルーツを探求する—』森山書店。  
——— [2023] 『古代・中世帳合法の研究』森山書店。
- 田中浩司 [1994] 「中世後期における「礼銭」「礼物」の授受について—室町幕府・別奉行・東寺五方などをめぐって—」経済学論纂（中央大学），第35巻第4号，107-132頁。
- 富田正弘 [1986] 「仏事方散用状について（上）」金澤文庫研究，第276号，23-32頁。
- 内藤莞爾 [1943] 「附論 東寺光明講—僧侶講社並に宗教講經濟講關聯の例として—」日本教學研究所研究報告，第3輯，85-120頁。  
——— [1972] 「東寺光明講とその経営」古野清人教授古稀記念会編『現代諸民族の宗教と文化—社会人類学的研究—古野清人教授古稀記念論文集』社会思想社，439-464頁。  
——— [1978] 『日本の宗教と社会』御茶の水書房。
- 中野常男・橋本武久・清水泰洋・澤登千恵・三光寺由実子 [2018] 「会計史研究の国際比較—『産業經理』の分析を中心として—」国土館大学経営論叢，第8巻第1号，33-83頁。
- 永村眞 [1989] 『中世東大寺の組織と経営』塙書房。
- 橋本初子 [1989] 「中世東寺の光明真言講について」東海仏教，第34号，40-58頁。  
——— [1990] 『中世東寺と弘法大師信仰』思文閣出版。
- 細川龜市 [1930] 『日本寺院經濟史論—中世寺領の研究—』啓明社。
- Cordery, C. [2015] “Accounting history and religion: A review of studies and a research agenda,” *Accounting History*, Vol. 20(4): 430–463.
- Giddens, A. [1993] *New Rules of Sociological Method: A Positive Critique of Interpretative Sociologies*, Second Edition, Stanford University Press（松尾精文・藤井達也・小幡正敏訳 [2000] 『社会学の新しい方法規準—理解社会学の共感的批判— [第二版]』而立書房）。
- Moerman, L and van der Laan, S. [2022] “Accounting for and accounts of death: Past, present and future possibilities,” *Accounting History*, Vol. 27, Issue. 1, pp. 6–23 (Article first published online, 2021).
- Sankoji, Y. [2020] “Accounting and power in the society of Buddhism: An analysis of the income and expenditure reports of Toji Temple, 1427–1532,” *Accounting History*, Vol. 25, Issue. 1, pp. 27–52 (Article first published online, 2018).

東寺百合文書 WEB

hyakugo.kyoto.jp（最終閲覧日：2024年10月29日）

Sage Web サイト Accounting History Description

<https://uk.sagepub.com/en-gb/eur/journal/accounting-history>（最終閲覧日：2024年9月26日）